

納税義務者 市民税・県民税 特別徴収税額通知(従業員用) Q&A

Q1 昨年度よりも市民税・県民税が上がったのは何故ですか。

A1 下記の理由に該当する場合はほとんどです。

- 前年中の所得が、前々年中の所得よりも上がった場合
(給与・営業・農業・不動産・雑所得等について、昨年度の納税通知書と合わせてご確認ください)
- 配偶者控除や扶養控除、生命保険料控除等の所得控除をつけていない場合
(源泉徴収票や確定申告書の控えをご確認ください)
- 扶養につけた親族の合計所得が、扶養に入れる限度(48万円)を超えていることにより、
扶養控除が否認された場合(扶養親族の所得について、扶養親族の納税通知書等でご確認ください)

Q2 今まで非課税だったのに市民税・県民税が課税となったのは何故ですか。

A2 市民税・県民税が非課税となる所得の条件は次のとおりです。この条件に該当しない場合は課税となります。

均等割の免除	合計所得金額が{28万円×(扶養人数※+1)}+10万円+16万8千円(扶養有の場合)以下 ※扶養人数には、年少(16歳未満)扶養親族および同一生計配偶者を含みます。
市民税・県民税 非課税	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で合計所得135万円以下

Q3 私は夫(妻)の扶養になっていますが納税通知書が届いたのは何故ですか。

A3 扶養に入っている場合、A2に記載の条件に該当しない場合は市民税・県民税が課税されます。

Q4 年金所得分が税額通知に記載されていないのは何故ですか。

A4 本年4月1日現在で65歳になられている場合、一定の条件に該当すると年金天引きが始まります。
年金からの天引き額等については、6月中旬に発送予定の納税通知書をご確認ください。

平成21年度から、公的年金所得に対する市民税・県民税の納付方法が変わり、公的年金からの特別徴収(天引き)制度が始まりました。この制度は、市民税・県民税の納税方法を変更するものであり、これにより新たな税負担は生じません。

● 対象となる方【次の要件をすべて満たす場合】

- ① 本年4月1日現在、65歳以上の人
- ② 年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金などを受給している人
- ③ 介護保険料が特別徴収(年金天引き)されている、または10月から特別徴収される人
- ④ 差し引かれる市民税・県民税が、支給される老齢基礎年金の金額を超えない人

※ただし、誕生月等によっては年金天引きではなく普通徴収になる場合があります。

● 対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などの年金所得から計算した市民税・県民税額が年金から天引きされます。
ただし、遺族年金、障害年金などの非課税の年金は除きます。

● **納付方法**

年金から天引きされた市民税・県民税を、厚生労働大臣などの「年金保険者」が越前市へ直接納めます。

地方税法第321条の7の2に「公的年金等に係る税額は、公的年金から特別徴収により徴収するものとする」と定められており、本人の意思により納付方法を変更することはできません。

● **公的年金以外の所得(給与・営業・農業・不動産所得等)がある場合**

給与所得や事業所得など、公的年金以外の所得に対する市民税・県民税については、普通徴収(納付書・口座振替等)や給与からの特別徴収、またはその両方により納めていただくこととなります。

● **年金から天引きされる金額について**

【今年度から新たに年金天引きとなる方】

新たに年金天引きが開始される場合、その年の1～2期は普通徴収、10月以降は年金天引きとなります。

徴収方法	普通徴収 (納付書または口座振替で納付)		公的年金からの特別徴収 (年金天引き)		
	1期	2期	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の 4分の1	同左	年税額の 6分の1	同左	同左

【前年度から年金天引きが継続となっている方】

前年度から年金天引きが継続になっている場合、4月から年金天引きとなります(4～8月は仮徴収)。

徴収方法	公的年金からの特別徴収(年金天引き)					
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	(前年度の年税額 ×1/2)÷3	同左	同左	(年税額-4・6・8月 の合計税額)÷3	同左	同左

【問い合わせ先】

越前市役所 税務課 市民税グループ

課税について：0778-22-3014

納税について：0778-22-3015